

定款

GENRI 株式会社

GENRI 株式会社定款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、GENRI 株式会社と称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

- (1)人材の育成、職業適性、能力開発のための教育及びカウンセリング業務
- (2)研修、セミナー、講演会、講習会等の各種催事の企画、立案、実施、運営及びそれらに関するコンサルティング業務
- (3)アウトソーシング事業の受託及び請負
- (4)経営コンサルティング業務
- (5)予備校の経営
- (6)学習教室の経営
- (7)前各号に附帯関連する一切の事業

(本店所在地)

第 3 条 当社は、本店を神戸市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、800 株とする。

(株券の不発行)

第 6 条 当社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当社の発行する株式の譲渡による取得については、代表取締役の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡請求)

第 8 条 当社は、相続、合併その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第9条 当社の株式取得者が、株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法務省令の定める事由による場合は、株式取得者が単独で上記請求をすることができる。

(質権の登録及び信託財産の表示の請求)

第10条 当社の発行する株式につき、質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、これを当社に提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第11条 前二条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

(株主の住所等の届出)

第13条 当社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、住所、氏名又は名称及び印鑑を当社に届け出なければならない。

2 前項の届出事項を変更したときも同様とする。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。

(招集通知)

第15条 株主総会を招集するには、会日の1週間前までに、書面投票又は電子投票を認める場合は2週間前までに、議決権を行使することができる各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、書面投票又は

電子投票を認める場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者)

第 16 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集する。

(株主総会の議長)

第 17 条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。

2 社長に事故があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

(株主総会の決議)

第 18 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第 19 条 株主総会の議事については、開催日時、場所、出席した役員並びに議事の経過の要領及びその結果その他法務省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から 10 年間本店に備え置く。

第 4 章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第 20 条 当社に置く取締役は、1 名以上とする。

(取締役の選任)

第 21 条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の解任)

第 22 条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(取締役の任期)

第 23 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又はその選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び社長)

第 2 4 条 当会社に取締役を 2 名以上置く場合には、取締役の互選により代表取締役 1 名以上を定め、その内 1 名を社長とする。

2 当会社に置く取締役が 1 名の場合には、その取締役を代表取締役とし、社長とする。

3 社長は、当会社の業務を執行する。

(報酬等)

第 2 5 条 取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 2 6 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当)

第 2 7 条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

2 剰余金の配当が、その支払の提供の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

第 6 章 附 則

(設立に際して出資される財産の価額及び成立後の資本金の額)

第 2 8 条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金 2,000,000 円とする。

2 当会社の成立後の資本金の額は、金 2,000,000 円とする。

(最初の事業年度)

第 2 9 条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。

(設立時役員)

第 3 0 条 当会社の設立時役員は、次のとおりとする。

設立時取締役 中地 啓介

設立時代表取締役 中地 啓介

(発起人の氏名ほか)

第 3 1 条 発起人の氏名、住所、発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数及び設立時発行株式と引き換えに払い込む金銭の額は次のとおりである。

住所 兵庫県神戸市須磨区神の谷 2 丁目 16 番 6 号

中地 啓介 200 株 金 2,000,000 円

(法令の準拠)

第 3 2 条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上、GENRI 株式会社設立のため、発起人の定款作成代理人である 行政書士法人 アトラス総合事務所 代表社員 井上 修 は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

令和 3 年 4 月 19 日

発起人 中地 啓介

上記発起人の定款作成代理人

行政書士法人 アトラス総合事務所 代表社員 井上 修